

静岡県告示第177号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和2年3月13日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

伊佐布坂井沢 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	清水区	伊佐布	坂井沢	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線、及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域
			〃	189 1号
			〃	190-2 2号
			下山	954 3号
			〃	裏山 921-12 4号
			〃	〃 921-13 5号
			〃	〃 921-18 6号
			〃	〃 921-18 7号
			〃	坂井沢 220 8号
			〃	〃 220 9号
			〃	〃 221-2 10号
			〃	〃 210 11号
			〃	〃 207-1 12号
〃	〃 199-3 13号			